

構造改革・規制緩和の一環として「幼保一元化」を推進すべく、「認定こども園法」就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」が制定されたのは2006年です。爾来10年。が、杳として実績は周知されず、今日に至っています。

保健所もとい保育所のあり方を巡って侃侃諤諤、喧喧囂囂な議論の熱狂に接しながら僕は、全国にどのくらい認定こども園は存在するのだろうかと内閣府子ども・子育て本部のHPにアクセスしてみました。す

連載

第19回

ると「新着情報」欄に、昨年「4月1日現在の数は全国で2,836件となり、前年度の1,360件から1,476件増加し、およそ倍増する結果となりました」と誇らしげに記されているではありませんか。

「幼稚園・保育所等の連携推進に責任を持って対応する体制を作るため、文部科学省と厚生労働省とが連携して『幼保連携推進室』を設置し、認定こども園に関する事

ささやかだけど、  
たしかなこと。

田中康夫

You are the Hope for Tomorrow.

## 隔靴搔痒の「保育所」議論 共生の理念から提起する根本的解決策

レイアウト——宗利淳——デザイン

務を一体的に実施します」と10年前の7月1日に決意表明してスタートした、これが「成果」。全国で優に4万ヶ所を超える幼稚園・保育所等の総数の、嗚呼、僅か7%にも満たないのです。

「長野モデル」の発信と称して、県民の生命や財産を守ることよりも自己の理念の実現を優先させ、「県政の停滞と混乱を招き、多くの県民の期待を裏切る結果となった」と2002年7月5日に長野

県議会から不信任決議を突き付けられた僕が、2006年8月までの2期6年間に

「長野モデル」の一環として実施したのが、全国初の小学校全学年での30人学級導入と並んで「宅幼老所」。それは、高齢者と就学前の乳幼児が一つ屋根の下で一緒にお昼飯を食べ、一緒にお昼寝をする空間。お互いの元気の素を分かち合える、世代分断型ではない地域分散型の新しい福祉のあり方です。

20代の頃から僕は、疑問を抱いていました。集落から離れた場所

にデイサービス、それも真新しくて立派な施設が、どうして建っているのだろうか。その疑問は2000年10月、信州・長野県知事に就任するや氷解します。

国の制度では、補助対象は事業費4千万円以上で建物を新設の場合のみ。一施設当たりの補助額は最大3千万円。但し借地は不可。遊休地を「活用」して、農業団体や建設会社の関連組織が運営主体となりがちな、それが理由。日本では福祉も、予算の肥大化を招くハコモノ公共事業なのです。而も補助額の3割は自治体が負担。即ち一施設900万円。一日の利息の返済額だけでも1億4800万円に達し、財政再建団体転落寸前の県財政立て直しが急務だった僕が思案していると、伊那谷での車座集会で直訴されます。「私たちが立ち上げた施設を見に来て下さい」と長い髪の毛を後ろで結わえた30代前半の青年に。社会福祉法人に勤務していた彼らは、温もりが感じられる福祉を行いたいと独立。街中の古い民家でデイサービスを始めます。が、

既存の建物を改修する形態は公的補助の対象外。のみならず、100平米以上の場合、緑色の非常口ランプや厨房の防災防火設備等、消防法に基づく対策も必要です。

僕は750万円の借家改修費用を提供する制度を設けました。新築よりも一件当たり250万円、県の負担額も割安に。「長野モデル」として県下に350ヶ所余り、自宅から歩いて行ける駅前商店街の仕舞た屋、集落の中の空き家で生しました。

最初は「宅老所」すると、保育士の資格を持ったスタッフを配置すれば「宅幼老所」になりますよ、と一人の女性県職員が提言してくれました。女性就業率が全国一位の県に相応しい、待機児童の解消にも繋がる。老保一元化です。

その後、衆議院議員時代に統一会派を組んでいた亀井静香氏と共に厚生労働省と折衝。高齢者・乳幼児に加えて障がい者(児)も対象に、利用定員10~20人程度の小規模・多機能型の「宅幼老所」が国の



補助事業として2011年に認められました。介護保険法・児童福祉法・障害者自立支援法に基づき、NPO等多様な主体の参画を認める画期的な地域共生型サービス。全国6000万戸の家屋の中で

空き家は820万戸にも達しています。「造るから治すへ」の発想転換こそ、超少子・超高齢社会ニツポーンに不可欠。が、好事魔多し。高齢者は老健局、乳幼児は雇用均等・児童家庭局、障害者は社会・

援護局。3局に跨がる縦割り行政の「成果」なのか、「総合的」「一体的」に判り易く解説したりフレッツは未だに整備されず、「造るから創るへ」と発想転換し得ぬ大半の自治体は無反応状態です(涙)。

認可保育所への株式会社参入を促すべく3年間で370億円の予算を投じ、2013年5月に「待機児童ゼロ宣言」で耳目を集めた横浜市。然れど昨年8月3日付「朝日新聞」は、2526人の「隠れ待機児童」が横浜市には存在、と報じました。何故でしょう?

保育施設へ入れずに育児休暇を延長した母親の子供、自宅で求職中の母親の子供を待機児童数に含めていなかったからです。何れの場合も待機児童として発表している世田谷区を始めとする自治体との大きな違い。が、元を正せば「待機児童」の定義を「総合的」「一体的」に全国統一しない厚労省の不作為が原因。「地域主権」「権限委譲」の意味を履き違えています。

とまれ「宅幼老所」に加えて取り入れるべき方策は、欧州大陸屈指の合計特殊出生率2.01を回復したフランスの「保育ママ」。家庭で親権者が育児を、或いはベビーシッターを利用する場合にも補助金を支給する同国は、自宅に数人の子供を預かる形態も同様に補助対象なのです。保育には王道なく、況して他業種から株式会社参入の覇道も、叙勲・表彰の邪道も似合わず。子育て支援に対GDP比で日本の3倍の予算を振り向けるフランス。68万人もの「潜在保育士」が存在する日本も、族団体という組織よりも真つ当な個人を信じる政策へと大転換すべきなのです。